

平成 31 年 岬町 条例 第 3 号

岬町庁舎整備検討委員会条例

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、岬町庁舎整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、町長の諮問に応じ、岬町庁舎整備に関する事項について調査及び審議し、その意見を答申するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 住民から公募した者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する所掌事務が終了するときまでとする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の 3 分の 2 以上で決する。

(意見聴取等)

第 7 条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日以降、最初に開催する会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、町長が招集する。